

仕様書

1. 件名

畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（鶏肉中の大腸菌、腸球菌及びサルモネラ）

2. 調査目的

家畜等への抗菌性物質の使用に起因する薬剤耐性菌の食品健康影響評価をより科学的に実施するため、畜水産食品における薬剤耐性菌の出現状況を定量的に把握することを目的とする。本年度は、市販鶏肉から分離される大腸菌、腸球菌及びサルモネラについて調査を行う。

3. 作業内容

(1) 基本的な調査方法は、原則として「平成17年度「畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（プロトコル作成）」報告書」（食品安全委員会ホームページに掲載（http://www.fsc.go.jp/senmon/anzenchousa/chousa19keikaku_5.pdf））に従う。

(2) サンプルングについては、量販店等で広く市販されている国内産の肉用若鶏の鶏肉（皮付きのむね肉及びもも肉、並びにささみ）とし、産地が偏らないよう北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国及び九州のそれぞれ代表的な都市の店舗等から300サンプル以上を採取（購入）する。

サンプルから大腸菌、腸球菌及びサルモネラを速やかに分離し、鶏肉由来大腸菌、腸球菌及びサルモネラをそれぞれ100株以上を得る。

また、量販店等からのトレースバック可能な食鳥処理場11か所以上から鶏肉150サンプル以上を採取し、サンプルから大腸菌、腸球菌及びサルモネラを速やかに分離し、それぞれ50株以上を得る。

(3) 分離した大腸菌、腸球菌及びサルモネラについて薬剤感受性試験を実施し、最小発育阻止濃度（MIC）分布や薬剤耐性率等を調査する。さらに、関連する知見等を踏まえながら、調査データを分析し、薬剤耐性菌の出現実態を考察する。また、得られた薬剤耐性菌については、パルスフィールドゲル電気泳動解析等により出現実態に係る遺伝子レベルでの詳細な解析を行う。

(4) 得られた菌株は、請負業者において当分の間保管するとともに、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従い、廃棄又は保管菌株を復元し、菌株の純粋性を確認後、研究機関等に菌株の提供等を行うこととする。

(5) 調査結果の報告会開催

① 本調査で得られた内容について、調査結果の報告会を開催すること。

- ② 調査結果の報告会を開催する際は、原則として食品安全委員会事務局会議室を使用することとし、開催日時、構成等について、事前に内閣府食品安全委員会事務局監督職員等の了承を得ることとする。

(6) 成果物の作成

報告書を作成する際には、以下の点に留意し作成すること。

- ① 調査報告書は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形等を用いて分かりやすいものにするよう努めること。
- ② 調査報告書の冒頭に「調査の概要」として、調査内容や成果等について、要約を作成すること。
- ③ 調査報告書（製本版）は、日本工業規格A列4番(A4サイズ)で作成すること。
- ④ 調査報告書（CD-ROM）は、PDF形式(OCR処理済み)及び編集可能な保存形式のファイル(ワード、エクセル等)で作成すること。
- ⑤ 成果物（案）が出来た段階で、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等と検討・調整を行うこと。

4. 契約期間

平成27年5月15日～平成28年3月15日

5. 作業スケジュール

27年	5月	試験調査の方法等に関する打合わせ
	6～10月	サンプリングを行う、サルモネラ、大腸菌及び腸球菌の分離及び同定
	10～28年1月	得られた菌株の薬剤感受性試験及び遺伝子レベルでの解析の実施
	28年1～3月	調査結果報告会の開催及び報告書の作成

28年3月15日までに成果物を提出すること。

6. 成果物

調査報告書(製本版)	80部
調査報告書(CD-ROM)	3部

7. 納品期限

すべての成果物を契約期間の満了日までに納品すること。

8. 監督職員（人事異動の場合は後任者等による）

内閣府食品安全委員会事務局 評価第二課 評価専門官 大倉 尚子

9. 検査職員（人事異動の場合は後任者等による）

内閣府食品安全委員会事務局 評価第二課 課長補佐 関口 秀人

10. 連絡調整

作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局監督職員等と連絡を密にとることとし、作業中においても、5に記載した作業スケジュールの段階ごとに、作業の進捗状況を報告すること。なお、作業の遅延、業務の実施に当たって疑義等が生じた場合には、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等の指示に従うこと。

11. 技術提案の遵守

本件は一般競争入札・総合評価落札方式（調査）の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術提案書に記載した内容については誠実に履行すること。

12. 応札者の条件

応札者は、技術等提案書の提出の際に次の（1）に掲げる事項を証明する書類を提出すること。また、必要に応じて（2）に掲げる事項を証明する書類等を併せて提出すること。

- （1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第33条第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であること。
- （2）GLP適合施設であること、又はそれと同等の調査試験の信頼性を確保する体制のいずれかを有すること。

13. その他

- （1）本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- （2）本調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに内閣府食品安全委員会事務局監督職員等へ通報すること。